

# 佐賀地域

(佐賀市・小城市・神崎市・多久市)  
において、事業所の設置・整備に  
よる労働者の雇い入れ（創業等）を  
お考えの事業主の皆様へ

佐賀地域における同意雇用開発促進地域（※）の指定期間は**平成30年4月9日まで**となっており、4月10日以降は佐賀地域での新たな地域雇用開発助成金計画書の受付はできないこととなります。

佐賀地域（佐賀市・小城市・神崎市・多久市）において、地域雇用開発助成金を活用した創業等を計画されている事業主の皆様におかれましては、**平成30年4月9日までに**、地域雇用開発助成金計画書を佐賀労働局へ提出していただきますようお願いいたします。

※ 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域  
「地域雇用改札促進法」(昭和62年法律第23号)第7条に規定する地域

不明なことがございましたら、お問い合わせください。



佐賀労働局 職業安定部 職業対策課

TEL：0952-32-7173